

第5期広島市障害福祉計画・第1期広島市障害児福祉計画

〔平成30（2018）年度～平成32（2020）年度〕

平成30年（2018年）3月

広島市

目 次

1 計画の概要	1
2 目標の設定	2
(1) 第4期障害福祉計画の実施状況	2
(2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標	4
3 障害福祉サービス等の量の見込み	9
(参考1) 国の基本指針の概要	25
(参考2) 本市の障害福祉サービス等事業所数	36

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

第5期広島市障害福祉計画及び第1期広島市障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第5期計画及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の第1期計画として策定するものです。

(2) 計画期間

計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間です。

(3) 計画内容

国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：改正 平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、

- ・ 第5期広島市障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第4期の計画の実績や課題を踏まえ、平成32年度末における目標及び各年度における障害福祉サービス等の量の見込みを設定しています。
- ・ 第1期広島市障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るため、平成32年度末等における目標及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を設定しています。

(4) 計画の点検・評価

毎年度、目標及び障害福祉サービス等の見込量の実績等を把握し、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聞きながら、計画の点検・評価を行います。

2 目標の設定

(1) 第4期障害福祉計画の実施状況

<第4期計画の数値目標及び実績>

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年度)	実 績 (平成 28 年度)	備 考
ア 施設入所者のうち、 地域生活に移行する者 の数	116 人 (12%)	41 人 (4.3%)	・基準時（平成 25 年度末）における本市の施設入所者数は 962 人 ・数値目標は基準時からの累計 ・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率
イ 施設入所者の削減数	39 人 (4%)	6 人 (0.6%)	

ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数については、平成 29 年度の目標を、基準時（平成 25 年度末）からの累計で 116 人（基準時の施設入所者数に対する比率 12%）と設定しました。これに対して、平成 28 年度までの累計は 41 人に留まっています。これは、障害の程度が軽いなどにより、地域での生活がしやすい者については移行が進んだものの、より退所が困難な重度の障害者については、移行が難しいためと考えられます。

イ 施設入所者の削減数については、平成 29 年度の目標を、基準時（平成 25 年度末）からの累計で 39 人（基準時の施設入所者数に対する比率 4%）と設定しました。これに対して、平成 28 年度までの累計は 6 人に留まっています。これは、依然として施設入所の待機者が多いために、入所者の削減が困難な状況にあることが理由だと考えられます。

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年度)	実 績 (平成 28 年度)	備 考
ア 入院後3か月時点の 退院率	64%	67.3%	・数値目標は単年度の数値
イ 入院後1年時点の退 院率	91%	91.6%	・数値目標は単年度の数値
ウ 長期在院者数の削減 数	299 人 (18%)	136 人 (8.2%)	・基準時（平成 24 年 6 月末）の長期（1 年以上）在院者数は 1,656 人 ・数値目標は基準時からの累計 ・カッコ内は基準時の長期在院者数に対する比率

ア 入院後 3 か月時点の退院率については、平成 29 年度の目標を 64%と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は 67.3%となっており、目標を超えています。

イ 入院後 1 年時点の退院率については、平成 29 年度の目標を 91%と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は 91.6%となっており、目標を超えています。

ウ 長期在院者数の削減数については、平成 29 年度の目標を、基準時（平成 24 年 6 月末）からの累計で 299 人（基準時の長期在院者数に対する比率 18%）と設定しました。これに対し、平成 28 年度までの累計は 136 人に留まっています。これは、病状が重い者は必然的に入院が長期になることや、高齢化の影響があり、退院促進が難しいことが考えられます。

③ 地域生活支援拠点等の整備に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年度)	実 績 (平成 28 年度)	備 考
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 か所	0 か所	—

地域生活支援拠点等の整備箇所数について、平成 29 年度の目標を 1 か所整備すると設定しました。これに対して、平成 28 年度の実績は 0 か所となっていますが、平成 29 年度中に 1 か所整備します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年度)	実 績 (平成 28 年度)	備 考
ア 施設利用者のうち、 年間に一般就労に移行 する者の数	214 人 (2 倍)	220 人 (2.1 倍)	・基準時（平成 24 年度）の本市の実績は 107 人 ・数値目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労移行支援事業の 利用者数	418 人 (2.1 倍)	266 人 (1.3 倍)	・基準時（平成 25 年度末）の本市の実績は 201 人 ・数値目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
ウ 就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所の 割合	事業所全体の 5 割以上	31.6% 6/19 事業所	・数値目標は単年度の数値 ・各事業所へ照会を行い算出（22 事業所中 19 件回答）

ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数については、基準時（平成 24 年度）の移行実績の 2 倍以上を目指し、平成 29 年度の目標を単年度で 214 人と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は単年度で 220 人（2.1 倍）となっており、目標を超えています。

イ 就労移行支援事業の利用者数については、基準時（平成 25 年度末）の実績の 6 割以上増加（322 人以上増加）を基本とし、平成 29 年度の目標を 418 人と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は、就労移行支援事業所数が減少したこと等により 266 人に留まっています。

ウ 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合については、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は単年度で 31.6%（6/19 事業所）に留まっています。これは、事業所で就労アセスメントを実施し、支援対象者の作業能力、就労意欲等を把握し、適切な働く場の選択を支援した結果、福祉的就労に移行する者も一定数いるためと考えられます。

(2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標

目標については、国の基本指針で示された項目について、同指針やこれまでの実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (平成32年度)	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	87人 (9%)	・基準時（平成28年度末）における本市の施設入所者数は956人 ・目標は基準時からの累計 ・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率
イ 施設入所者の削減数	20人 (2%)	

ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の指針では、基準時（平成28年度末）の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、第4期計画で設定した目標値が平成29年度末に達成されないと見込まれる場合には、その未達成割合を加算することになっています。

本市においては、第4期計画の未達成割合（6.3%）を加算すると目標値は147人となりますが、現在の入所者は重度の者が多く退所が困難な状況にあることを踏まえて、未達成割合は加算しないこととし、国の指針を参考に、基準時（平成28年度末）の本市の施設入所者数956人の9%に当たる87人と設定します。

【計算式】

$$956 \text{ 人} \times 0.09 = 87 \text{ 人（小数点以下切り上げ）}$$

イ 施設入所者の削減数

国の指針では、基準時（平成28年度末）からの累計の削減率2%以上を基本とし、上記と同様、未達成割合を加算することになっています。

本市においては、第4期計画の未達成割合（3.2%）を加算すると目標値は50人となりますが、入所者に重度の者が多く退所が困難であることや、入所待機者が多いため、退所者が出ても待機者が入所することで全体では削減とならない状況を踏まえて、未達成割合は加算しないこととし、国の指針を参考に、基準時（平成28年度末）の本市の施設入所者数956人の2%に当たる20人と設定します。

【計算式】

$$956 \text{ 人} \times 0.02 = 20 \text{ 人（小数点以下切り上げ）}$$

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (平成 32 年度)	備 考
ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	設置	—
イ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）		
(ア) 65 歳以上の長期入院患者数	821 人	・ 目標は単年度の数値
(イ) 65 歳未満の長期入院患者数	558 人	
ウ 精神病床における早期退院率		
(ア) 入院後 3 か月時点の退院率	69%	・ 目標は単年度の数値
(イ) 入院後 6 か月時点の退院率	84%	
(ウ) 入院後 1 年時点の退院率	90%	

ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

国の指針では、平成 32 年度末までに市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

本市においては、平成 30 年度中の設置を目指します。

イ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）

国の指針では、国が定める推計式を用いて県の区域単位で設定することになっており、県が第 5 期障害福祉計画及び第 7 次保健医療計画において設定する目標値（65 歳以上 2,859 人、65 歳未満 1,801 人）を参考に試算（県の目標値を平成 32 年の県市の人口推計比で按分）すると、65 歳以上は 1,091 人、65 歳未満は 808 人となります。

しかし、既に本市の平成 28 年度実績（65 歳以上 905 人、65 歳未満 615 人）において達成していることから、これまでの実績を踏まえて、65 歳以上 821 人、65 歳未満 558 人と設定します。

【算出方法】

平成 26 年度実績（1,594 人）から平成 28 年度実績（1,520 人）の直近 3 か年の年間の平均伸率を求めると、1 年間に平均 2.35% ずつ減少しています。これを基に、平成 28 年度実績（1,520 人）から 1 年間に 2.35% ずつ減少すると試算すると、平成 32 年度は 1,380 人となります。

（これまでの実績及び今後の見込み）

長期入院患者数	単位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実績	人	1,594	1,564	1,520	1 年間に 2.35% ずつ減少するとして試算（※）			
見込み	人				1,484	1,449	1,414	1,380

平成 32 年度目標について、平成 28 年度実績 1,520 人の内訳（65 歳以上 905 人（59.5%）、65 歳未満 615 人（40.5%））で按分

65 歳以上の長期入院患者数 $1,380 \text{ 人} \times 0.595 = 821 \text{ 人}$ （※）

65 歳未満の長期入院患者数 $1,380 \text{ 人} \times 0.405 = 558 \text{ 人}$ （※）

※少数点以下切り捨て

ウ 精神病床における早期退院率

国の指針では、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「(イ)入院後6か月時点の退院率」については84%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については90%以上を基本としています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の指針どおり、それぞれ設定します。

【これまでの実績】

区 分	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	過去5か年平均
入院後3か月時点	%	69.9	73.2	69.9	61.9	67.3	68.4
入院後6か月時点	%	86.8	89.3	88.0	84.3	88.1	87.3
入院後1年時点	%	90.6	92.7	92.9	88.6	91.6	91.3

③ 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

区 分	目 標 (平成32年度)	備 考
地域生活支援拠点等の整備箇所数	4 か所	—

国の指針では、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制）について、各市町村又は各障害保健福祉圏域に、平成32年度末までに少なくとも1か所を整備することを基本としています。

本市においては、平成29年度にモデル事業として1か所整備し、今後6年間で全区（8か所）に整備することを目指し、平成32年度末までに、その半数の4か所と設定します。

④ 施設利用者の一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (平成32年度)	備 考
ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数	253 人 (1.15 倍)	・基準時（平成28年度）の本市の実績は220人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率		
(ア) 就労移行支援事業の利用者数	320 人 (1.2 倍)	・基準時（平成28年度末）の本市の実績は266人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(イ) 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	事業所全体の5割以上	・目標は単年度の数値
ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	8割以上	・目標は単年度の数値

ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数

国の指針では、基準時(平成 28 年度)の実績の 1.5 倍以上とすることを基本としています。

本市においては、国の指針に準じると、1.5 倍に当たる 330 人となりますが、就労継続支援 B 型等において、サービスを継続して利用する者が増え、一般就労への移行実績の伸びが鈍化していることから、これまでの実績を踏まえて、253 人(基準時(平成 28 年度)の本市の一般就労移行者数 220 人から 1.15 倍)と設定します。

【算出方法】

平成 26 年度実績(206 人)から平成 28 年度実績(220 人)の直近 3 か年の年間の平均伸率を求めると、1 年間に平均 3.34% ずつ増加しています。これを基に、平成 28 年度実績(220 人)から 1 年間に 3.34% ずつ増加すると試算すると、平成 32 年度は 253 人となります。

なお、基準時となる平成 28 年度実績からの倍率は、 $253 \text{ 人} \div 220 \text{ 人}$ (平成 28 年度実績) = 1.15 倍となります。

(これまでの実績及び今後の見込み)

移行者数	単位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実績	人	206	170	220	1 年間に 3.34% ずつ増加するとして試算(※)			
見込み	人				228	236	244	253

※小数点以下切り上げ

イ(ア) 就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、基準時(平成 28 年度末)の実績の 2 割以上増加を基本としています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の指針どおり、基準時(平成 28 年度末)の本市の利用者数 266 人から 2 割増加に当たる 320 人と設定します。

【計算式】

$266 \text{ 人}(\text{基準時となる平成 28 年度実績}) \times 1.2 = 320 \text{ 人}$ (小数点以下切り上げ)

【これまでの実績】

平成 26 年度 259 人、平成 27 年度 280 人、平成 28 年度 266 人

イ(イ) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の数

国の指針では、就労移行率が 3 割以上の事業所数を全体の 5 割以上とすることを目指すとしています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の指針どおり設定します。

【これまでの実績】

各事業所に照会し、回答した事業所の中から割合を算出

平成 27 年度：回答した 18 事業所中、就労移行率 3 割以上は 7 事業所あり、その割合は 38.9%

平成 28 年度：回答した 19 事業所中、就労移行率 3 割以上は 6 事業所あり、その割合は 31.6%

ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本としています。

本市においても、国の指針どおり設定します。

【参考】

就労定着支援は平成 30 年度から開始する新規サービスのため、国の指針どおり設定します。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (平成 32 年度)	備 考
ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		
(ア) 児童発達支援センターの設置数	7 か所	・現状の設置数は 7 か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	—
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	6 か所	・現状の設置数は 5 か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	5 か所	・現状の設置数は 4 か所
ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	(平成 30 年度) 設置	—

ア (ア) 児童発達支援センターの設置数

平成 32 年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置していることから、現状の設置数である 7 か所と設定します。

ア (イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の指針では、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、現状において体制の構築が出来ていることから、「構築」とします。

イ (ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及びイ (イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の指針では、平成 32 年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本としています。

本市においては、平成 29 年 8 月現在、重症心身障害児数 238 人（療育手帳マル A 又は A と身体障害者手帳（肢体不自由）の 1 級又は 2 級の両方を所持する 18 歳未満の者）に対し、各サービスの利用者の合計は 65 人に留まっており、今後も利用者の増加が見込まれることから、少なくとも、新たに 1 か所ずつの開設を目指すこととし、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を 6 か所と設定し、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を 5 か所と設定します。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、平成 30 年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、平成 25 年度に設置していることから、「設置」とします。

なお、国の指針で挙げられた関係機関の中に本市の協議の場には加わっていない機関があるため、平成 30 年度末までに必要な関係機関が全て揃った協議の場とすることを目指します。

3 障害福祉サービス等の量の見込み

国の基本指針においてサービスの種類ごとに定められている見込み方（「現に利用している者の数」や「障害者等のニーズ」等の要素を勘案して定めるなど）を踏まえるとともに、障害別に過去の実績（伸び等）を踏まえて利用者数を見込み、これに一人当たりの平均利用量の実績を乗じて、今後のサービス量を見込みます（措置による利用は除く。）。

そのほか、サービスによっては、国の制度改正や特別支援学校卒業生数の増加傾向等も勘案して見込みます。

(1) 訪問系サービス

① 現状と今後の方向性

居宅介護等の「訪問系サービス」については、事業者に対する情報提供等を行い、事業者の参入を促進し、サービス量の確保に努めており、居宅介護と重度訪問介護はサービス利用量が伸びています。行動援護及び重度障害者等包括支援については事業者の参入が進んでいないこともあり、現状ではほとんど利用実績がなく、代わりに、移動支援や重度訪問介護等が利用されている現状にあります。

引き続き、事業者に対して適切な指導や情報提供等を行い、サービス量の確保と質の向上に努めるとともに、利用が進んでいない行動援護等については、参入による利点（インセンティブ等）についても合わせて情報提供することで、事業者の参入を促進します。

また、相談支援や支給決定手続きの過程における十分なケアマネジメント実施体制を確立し、ニーズに対応できるサービスの適切な提供ときめ細かい支援に努めます。

② 第4期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 居宅介護

〔 障害者（障害支援区分1以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【時間/月】	41,344	42,300	43,712	45,088	46,516	47,996
利用者数	【人/月】	1,774	1,824	1,896	1,965	2,037	2,112

※平成29年度分は見込み

イ 重度訪問介護

〔 重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分4以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【時間/月】	55,348	59,252	65,479	71,509	78,411	85,749
利用者数	【人/月】	131	141	155	170	187	205

※平成29年度分は見込み

ウ 同行援護

〔 視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等に外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【時間/月】	1,387	1,571	1,679	1,840	2,001	2,185
利用者数	【人/月】	61	67	73	80	87	95

※平成29年度分は見込み

エ 行動援護

〔 行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分3以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【時間/月】	114	222	332	424	516	608
利用者数	【人/月】	5	9	14	18	22	26

※平成29年度分は見込み

オ 重度障害者等包括支援

〔 常時介護を要する重度障害者（障害支援区分6）等に、居宅介護その他のサービスを包括的に提供 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【時間/月】	0	0	0	0	0	0
利用者数	【人/月】	0	0	0	0	0	0

※平成29年度分は見込み

(2) 日中活動系サービス

① 現状と今後の方向性

生活介護や就労移行支援等の「日中活動系サービス」については、事業所開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等を行い、サービスの提供に必要な基盤整備を促進するなど、サービス量の確保に努めてきました。

日中における介護、一般就労等に向けた訓練や福祉的就労の場を提供する日中活動系サービスは、障害者の自立を支援するために欠かせないサービスであるため、引き続き、事業所開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等を行い、サービスの提供に必要な基盤整備の促進に努めます。また、サービスの質の向上に向け、指導等を実施します。

② 第4期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 生活介護

〔 障害者（障害支援区分3以上：50歳以上の場合は2以上）に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	36,781	37,085	37,107	37,564	37,937	38,394
利用者数	【人/月】	1,792	1,805	1,820	1,842	1,860	1,882

※平成29年度分は見込み

イ 自立訓練（機能訓練）

〔 身体障害者等への身体機能の回復等に必要なリハビリテーション等を実施（期間は18か月を標準とする） 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	559	382	469	469	469	469
利用者数	【人/月】	36	28	34	34	34	34

※平成29年度分は見込み

ウ 自立訓練（生活訓練）

〔 知的・精神障害者が自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施（期間は24か月（長期間入院・入所）していた場合は36か月）を標準とする） 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	1,745	2,011	2,652	3,100	3,533	3,981
利用者数	【人/月】	122	146	175	203	230	258

※平成29年度分は見込み

エ 就労移行支援

〔 一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施（期間は24か月を標準とする） 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	4,166	4,099	4,235	4,391	4,577	4,718
利用者数	【人/月】	280	267	281	295	309	320

※平成29年度分は見込み

オ 就労継続支援（A型：雇用契約あり）

〔 一般企業等への就労が困難な障害者（雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満（利用開始時）の障害者）に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	10,230	12,010	14,905	15,435	17,136	19,026
利用者数	【人/月】	508	596	662	735	816	906

※平成29年度分は見込み

カ 就労継続支援（B型：雇用契約なし）

〔 一般企業等への就労が困難な障害者に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	26,041	29,085	31,961	35,257	38,481	41,795
利用者数	【人/月】	1,481	1,642	1,826	2,015	2,200	2,390

※平成29年度分は見込み

キ 就労定着支援

〔 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	【人/月】				236	244	253

※平成30年度からの新規サービス

ク 療養介護

〔 病院等において、医療と常時介護を要する障害者（障害支援区分5以上又は6）への医療的ケアや介護等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	234	238	244	250	256	262

※平成29年度分は見込み

ケ 短期入所

(ア) 福祉型

〔 障害者（障害支援区分1以上）等を対象に、介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	3,548	4,056	4,556	5,009	5,483	5,980
利用者数	【人/月】	450	576	638	704	773	845

※平成29年度分は見込み

(イ) 医療型

〔 医療的ケアが必要な重度心身障害者等を対象に、介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護や医療的ケア等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	337	392	385	410	435	465
利用者数	【人/月】	63	72	77	82	87	93

※平成29年度分は見込み

(3) 居住系サービス

① 現状と今後の方向性

共同生活援助（グループホーム）については、開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等を行い、サービスの提供に必要な基盤整備を促進するなど、サービス量の確保に努めてきており、概ね見込みどおりに推移しています。

共同生活援助（グループホーム）は地域生活のための重要な基盤であり、施設や病院から地域への移行後の生活の場となることから、引き続き、開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等をはじめ、開設・運営に対する支援を実施し、より一層の整備促進を図ります。

また、施設入所支援については、利用者の状況等を踏まえ、地域への移行を進めつつ、真に必要なサービスの適切な実施を図ります。

② 第4期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で単身生活をしようとする者などを対象に、定期的に居宅を訪問するなどして、家事、体調などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を実施

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	【人/月】				22	22	22

※平成30年度からの新規サービス

イ 共同生活援助（グループホーム）

障害者（65歳以上の身体障害者は、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。）が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	419	444	474	505	538	573

※平成29年度分は見込み

ウ 施設入所支援

施設に入所する障害者（生活介護のサービスを利用する者のうち、障害支援区分4以上（50歳以上の場合3以上）の者等）に対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を実施

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	959	956	951	946	941	936

※平成29年度分は見込み

(4) 相談支援

① 現状と今後の方向性

「相談支援」のうち計画相談支援については、障害福祉サービス等の利用者がサービス等利用計画を作成できるよう、相談支援体制の強化に取り組んできました。引き続き、基幹相談支援センター等による相談支援事業者への支援の充実などにより、相談支援体制の強化に取り組むとともに、セルフプラン作成者が一定数いることも考慮しながら、利用促進に努めます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、実績が見込みを下回っていますが、地域移行支援の利用者が、引き続き地域定着支援を利用することを考慮して、提供体制の強化に努めます。

② 第4期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 計画相談支援

〔 障害者の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成した計画の検証・見直しを実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	786	783	797	816	836	857

※平成29年度分は見込み

イ 地域移行支援

〔 障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している障害者等に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	1	0	2	2	2	2

※平成29年度分は見込み

ウ 地域定着支援

〔 一人暮らしの障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	1	0	1	1	1	1

※平成29年度分は見込み

(5) 障害児支援

① 現状と今後の方向性

「障害児支援」のうち障害児通所支援は、平成24年4月の児童福祉法改正により開始されたサービスで、このうち児童発達支援と放課後等デイサービスについては、事業者参入が進み、利用者数及びサービス利用量ともに急速に増加している状況にあります。また、保育所等訪問支援については、こども療育センター等に専門スタッフを配置し、平成27年度からサービスを開始し、利用者数等が増加しています。

障害児入所支援については、平成24年4月の児童福祉法改正により、重度・重複障害等への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実することを目的に、サービス体系が再編されたもので、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

障害児相談支援については、対象となる障害児通所支援の利用者数の増加に伴い、利用者数が伸びています。

このように、サービス利用量が急速に増加している事業があることから、引き続きサービスの質の確保と提供体制の強化に取り組みます。

② 第4期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 障害児通所支援

(ア) 児童発達支援

〔 未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	5,327	6,596	6,543	6,795	7,056	7,326
利用者数	【人/月】	610	700	727	755	784	814

※平成29年度分は見込み

(イ) 医療型児童発達支援

〔 肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	663	794	660	660	660	660
利用者数	【人/月】	59	60	55	55	55	55

※平成29年度分は見込み

(ウ) 放課後等デイサービス

〔 就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	25,653	30,564	30,324	31,296	32,304	33,348
利用者数	【人/月】	2,138	2,448	2,527	2,608	2,692	2,779

※平成29年度分は見込み

(エ) 保育所等訪問支援

〔 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】	50	52	53	56	59	62
利用者数	【人/月】	46	51	53	56	59	62

※平成29年度分は見込み

(オ) 居宅訪問型児童発達支援

〔 重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	【人・日/月】				16	16	16
利用者数	【人/月】				2	2	2

※平成30年度からの新規サービス

イ 障害児入所支援

(ア) 福祉型児童入所施設

〔 障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	18	17	18	19	20	21

※平成29年度分は見込み

(イ) 医療型児童入所施設

〔 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	34	35	36	36	36	36

※平成29年度分は見込み

ウ 障害児相談支援

〔 障害児の心身の状況や環境を勘案した障害児支援利用計画の作成や、作成した計画の検証・見直しを実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	177	192	199	206	213	220

※平成29年度分は見込み

エ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

〔 医療ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置人数	【人/年】				1	1	1

※新規項目

(6) 発達障害者等に対する支援

① 現状と今後の方向性

発達障害者等に対する支援については、発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等からの相談に応じ適切な助言等を行うとともに、関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者等に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進してきました。発達障害者支援センターによる相談支援の件数は、開設当初から一貫して増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。

発達障害者等がライフステージを通じて、きめ細かな支援を地域の身近な場所で受けられるよう、引き続き、発達障害者支援地域協議会の開催や事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化に努めます。

② 新たな計画期間の見込み

国の指針に基づき、新たな計画から見込むものです。

ア 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	【回/年】				2	2	2

※新規項目

イ 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、情報の提供、助言を実施

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数	【件/年】				223	223	223

※新規項目

ウ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言、指導等を実施

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
助言件数	【件/年】				26	26	26

※新規項目

エ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を実施

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
研修、啓発件数	【件/年】				72	72	72

※新規項目

(7) 地域生活支援事業

① 現状と今後の方向性

「地域生活支援事業」については、事業者に対する情報提供等を行い、事業者の参入を促進するなど、サービス量の確保に努めてきました。障害者自立支援法施行前から継続的に実施している事業が多く、概ね見込みどおりに推移しています。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、障害者の地域生活を支援するために多岐にわたって実施する事業であり、引き続き、適切な量の確保に努めます。

② 第4期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 理解促進研修・啓発事業

〔 地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

イ 自発的活動支援事業

〔 障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

ウ 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

〔 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	16	16	16	16	16	16

※平成29年度分は見込み

(基幹相談支援センターの設置)

〔 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を強化する取組等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置の有無	【か所】	有	有	有	有	有	有

(イ) 市町村相談支援機能強化事業

〔 相談支援事業の機能を強化するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

(ウ) 住宅入居等支援事業

〔 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	—	無	無	無	無	無	無

※新規項目

エ 成年後見制度利用支援事業

〔 身寄りのない障害者のための市長申立や制度利用に係る助成を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	【人/年】	20	19	20	20	20	20

※平成29年度分は見込み

オ 成年後見制度法人後見支援事業

〔 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制等の整備 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

カ 意思疎通支援事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

〔 手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、円滑な意思疎通の支援を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用件数	【件/月】	207	200	208	212	216	220

※平成29年度分は見込み

(イ) 手話通訳者設置事業

〔 障害福祉課、区保健福祉課、身体障害者更生相談所に手話相談員として手話通訳者を設置 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話相談員数	【人】	11	11	11	11	11	11

※平成29年度分は見込み

キ 日常生活用具給付等事業

〔 重度障害者等に対し、日常生活の便宜を図るための用具の給付等 〕

区分		【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用 件数	介護・訓練支援用具	【件/年】	79	106	101	101	101	101
	自立生活支援用具	【件/年】	247	276	269	269	269	269
	在宅療育等支援用具	【件/年】	244	215	230	230	230	230
	情報・意思疎通支援用具	【件/年】	265	216	238	238	238	238
	排泄管理支援用具	【件/年】	17,520	19,171	20,527	21,979	23,533	25,197
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	【件/年】	27	29	29	29	29	29

※平成29年度分は見込み

ク 手話奉仕員養成研修事業

〔 手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成 〕

区分		【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
養成研修修了者数		【人/年】	60	52	56	56	56	56

※平成29年度分は見込み

ケ 移動支援事業

〔 障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援 〕

区分		【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数		【人/月】	2,969	2,278	2,774	2,774	2,774	2,774
利用時間数		【時間/月】	43,664	45,147	47,158	47,158	47,158	47,158

※平成29年度分は見込み

コ 地域活動支援センター

〔 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの運営を支援 〕

区分		【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数（市内）		【か所】	38	32	38	38	38	38
実利用者数（市内）		【人/月】	910	968	959	960	961	962
実施箇所数（市外）		【か所】	3	4	4	4	4	4
実利用者数（市外）		【人/月】	40	36	39	43	47	51

※平成29年度分は見込み

（市外の内訳：海田町(2か所)、廿日市市、坂町）

サ 発達障害者支援センター運営事業

〔 発達障害者に対する総合的な支援を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	1	1	1	1	1	1
実利用者数	【人/年】	988	942	965	965	965	965

※平成29年度分は見込み

シ 障害児等療育支援事業

〔 在宅の障害児(者)の生活を支えるため、訪問による療育指導等を提供 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	5	5	5	5	5	5

ス 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

〔 手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
養成研修修了者数	【人/年】	43	43	48	53	58	64

※平成29年度分は見込み

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

〔 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
養成研修修了者数	【人/年】	3	13	12	12	12	12

※平成29年度分は見込み

セ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

〔 手話通訳者又は要約筆記者の市域外への広域的な派遣を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用件数	【件/月】	5	3	4	4	4	4

※平成29年度分は見込み

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

〔 コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用件数	【件/月】	95	94	95	96	97	98

※平成29年度分は見込み

ソ 広域的な支援事業

国の基本指針に基づき、新たな計画から見込むものです。

(ア) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

a 地域生活支援広域調整会議等事業

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ（多職種による訪問支援）等の施策を推進

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協議会の開催数	【回/年】				1	1	1

※新規項目

b 地域移行・地域生活支援事業

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ピアサポート従事者数	【人/年】				1	3	5

※新規項目

c 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害、犯罪、事故等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）をはじめとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアを行う体制を整備

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
運営委員会の開催数	【回/年】				1	1	1

※新規項目

(イ) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協議会の開催数	【回/年】				2	2	2

※新規項目

タ その他の事業（任意事業）

（ア）福祉ホーム

〔 低額な料金での居室の利用と日常生活に必要な便宜の供与を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	1	2	2	2	2	2
利用者数	【人/月】	10	18	18	18	18	18

※平成29年度分は見込み

（イ）訪問入浴サービス

〔 入浴が困難な在宅の障害者の居宅を訪問し入浴サービスを提供 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	10	10	10	10	10	10
利用者数	【人/年】	3,641	3,966	4,316	4,697	5,111	5,562

※平成29年度分は見込み

（ウ）更生訓練費給付事業

〔 就労移行支援、自立訓練利用者等に対し、訓練を効果的に受けることができるよう訓練経費等を支給 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	【人/年】	605	639	691	748	809	875

※平成29年度分は見込み

（エ）就職支度金給付事業

〔 施設等における訓練の後、就職等により自立することとなった障害者に支度金を支給 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	【人/年】	103	79	80	81	82	83

※平成29年度分は見込み

（オ）生活支援事業（中途失明者歩行訓練、知的障害者生活自立訓練）

〔 自立した生活に必要な訓練・指導等を実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	2	2	2	2	2	2
利用者数	【人/年】	43	49	50	51	52	53

※平成29年度分は見込み

（カ）生活支援事業（視覚障害者向け情報提供支援、ボランティア活動支援）

〔 障害者団体等による社会復帰に関する活動に対する情報提供等、ボランティア活動への支援の実施 〕

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	1	1	1	1	1	1

(キ) 日中一時支援事業

〔 障害者等の日中における活動の場の確保（介護者の一時的な休息等） 〕
（日中一時支援事業）⇒指定短期入所事業所等で、障害者と障害児の一時預かりを実施

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	22	21	21	21	21	21
利用者数	【人/月】	159	175	180	185	191	197

※平成29年度分は見込み

（特別支援学校放課後等対策事業・障害児いきいき活動事業）

⇒特別支援学校において、放課後・長期休暇中等に学校内での預かりを実施

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	4	4	4	4	4	4
利用者数	【人/日】	30	26	30	30	30	30

※平成29年度分は見込み

(ク) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	16	16	16	16	16	16
利用者数	【人/年】	2,098	2,372	2,308	2,308	2,308	2,308

※平成29年度分は見込み

(ケ) 芸術・文化講座開催等事業

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	11	11	11	11	11	11
利用者数	【人/年】	3,328	4,299	4,458	4,623	4,795	4,973

※平成29年度分は見込み

(コ) 点字・声の広報等発行事業

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	【か所】	2	2	2	2	2	2
利用者数	【人/年】	514	526	525	525	525	525

※平成29年度分は見込み

(サ) 自動車運転免許取得費助成事業

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
助成件数	【件/年】	35	35	36	37	38	39

※平成29年度分は見込み

(シ) 自動車改造費助成事業

区分	【単位】	第4期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
助成件数	【件/年】	36	28	34	34	34	34

※平成29年度分は見込み

(参考 1) 国の基本指針^(※)の概要

(※) 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 18 年 12 月 27 日付け厚生労働省告示第 395 号)(最終改正：平成 29 年厚生労働省告示第 116 号)

なお、このほかに、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」(平成 21 年 1 月 8 日付け障企自発第 0108001 号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)(最新一部改正：平成 29 年 3 月 31 日付け障企自発 0331 第 1 号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)があります。

(1) 目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項について、目標(成果目標)を設定する。

また、これらの成果目標を達成するため、活動指標(障害福祉サービス等の見込量)を計画に見込むことが適当である。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

施設入所者のうち、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の数

- 平成 28 年度末時点の施設入所者数のうち 9%以上が地域生活へ移行すること(注 1)

平成 32 年度末における施設入所者の削減数

- 平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減すること(注 1)

を基本とする。

注 1：目標設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画に定めた平成 29 年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上の目標値とする。

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

- 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること(注 2)

を基本とする。

精神病床における 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)

- 平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数(注 3)及び平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数(注 3)を、目標値として設定する。

精神病床における早期退院率(入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点)

- 平成 32 年度末における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上とすること
 - 平成 32 年度末における入院後 6 か月時点の退院率を 84%以上とすること
 - 平成 32 年度末における入院後 1 年時点の退院率を 90%以上とすること
- を基本とする。

注2：市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

注3：国が提示する推計式を用いて設定

ウ 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

- ・ 平成32年度末までに各市町村に少なくとも1つを整備することを基本とする。

エ 施設利用者の一般就労への移行に関する目標

施設利用者のうち、平成32年度中に一般就労（注4）に移行する者の数

- ・ 平成28年度の実績の1.5倍以上とすること（注5）
を基本とする。

就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率

- ・ 就労移行支援事業の利用者数について、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること（注5）
- ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること
を目指す。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

- ・ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすること
を基本とする。

注4：企業等への就職、在宅就労、自営（起業）

注5：目標設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画に定めた平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上の目標値とする。

オ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・ 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること（注6）
- ・ 平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
を基本とする。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- ・ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること
を基本とする。（注7）

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- ・ 平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の

関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること
を基本とする。(注8)

注6：市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

注7：市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

注8：市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 活動指標（障害福祉サービス等の量の見込み）

(1) の成果目標の達成に向けて、障害福祉サービス等の種類ごとに以下の表を参考にしつつ、現在の利用実績等に関する分析や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、また、地域の実情を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの各年度について見込む。

ア 「訪問系サービス」 (居宅を訪問し介護等を行う)

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
居宅介護	障害者（障害支援区分1以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分4以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施	
同行援護	視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等に外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施	
行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分3以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施	
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者（障害支援区分6）等に、居宅介護その他のサービスを包括的に提供	

イ 「日中活動系サービス」 （施設等で日中の介護や訓練等を行う）

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
生活介護	障害者（障害支援区分3以上：50歳以上の場合は2以上）に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 （機能訓練）	身体障害者への身体機能の回復等に必要なリハビリテーション等を実施 （期間は18か月を標準とする）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 （生活訓練）	知的・精神障害者が日常生活を営むために必要な訓練等を実施 （期間は24か月（長期間入院・入所していた場合は36か月）を標準とする）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施 （期間は24か月を標準とする）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 （A型：雇用契約あり）	一般企業等への就労が困難な障害者（雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満（利用開始時）の障害者）に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

就労継続支援 (B型：雇用契約なし)	一般企業等への就労が困難な障害者に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施	障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障害者（障害支援区分5以上又は6）への医療的ケアや介護等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所 (福祉型、医療型)	障害者（障害支援区分1以上、医療型の場合は医療的ケアが必要な重度心身障害者）等を対象に、介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

ウ 居住系サービス

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で単身生活をしようとする者などを対象に、定期的に居宅を訪問するなどして、家事、体調などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を実施	単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

共同生活援助 (グループホーム)	障害者（65 歳以上の身体障害者は、65 歳となる前に障害福祉サービスを利用して いた者に限る。）が共同生活を行う住居に おいて、日常生活上の援助等を実施	現に利用している者の数、障害者等 のニーズ、施設入所者の地域生活へ の移行者数、入院中の精神障害者の うち地域生活への移行後に共同生 活援助の利用が見込まれる者の数、 一人暮らしや家庭からグループホ ームに入所する者の数、グループホ ームから退所する者の数等を勘案 して、利用者数の見込みを設定す る。
施設入所支援	施設に入所する障害者（生活介護のサービ スを利用する者のうち、障害支援区分 4 以 上（50 歳以上の場合、3 以上）の者等）に 対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事 の介護等を実施	平成 28 年度末時点の施設入所者数 を基礎として、施設入所者の地域生 活への移行者数を控除した上で、グ ループホーム等での対応が困難な 者の利用といった真に必要と判断 される数を加えた数を勘案して、利 用者数の見込みを設定する。

エ 相談支援

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
計画相談支援	障害者の心身の状況や環境を勘案したサ ービス等利用計画の作成や、作成したサ ービス等利用計画の検証・見直しを実施	現に利用している者の数、障害者等 のニーズ、入院中の精神障害者のう ち地域生活への移行後に計画相談 支援の利用が見込まれる者の数等 を勘案して、利用者数の見込みを設 定する。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者 や精神科病院に入院している障害者等に、 住居の確保や地域生活に移行するための 活動に関する相談等を実施	現に利用している者の数、障害者等 のニーズ、施設入所者の地域生活へ の移行者数、入院中の精神障害者の うち地域生活への移行後に地域移 行支援の利用が見込まれる者の数 等を勘案して、利用者数の見込みを 設定する。
地域定着支援	一人暮らしの障害者等に、常時の連絡体制 を確保し、緊急時の相談等を実施	現に利用している者の数、単身世帯 である障害者の数、同居している家 族による支援を受けられない障害 者の数、施設入所者の地域生活への 移行者数、入院中の精神障害者のう ち地域生活への移行後に地域定着 支援の利用が見込まれる者の数等 を勘案して、利用者数の見込みを設 定する。

オ 障害児支援（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等）

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施	
障害児相談支援	障害児の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成したサービス等利用計画の検証・見直しを実施	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

カ 発達障害者等に対する支援

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
発達障害者支援地域協議会の開催	発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、情報の提供、助言を実施	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言、指導等を実施 （発達障害者地域支援マネジャー：原則、発達障害者支援センターに配置され、事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースの対応等により地域支援の機能強化を推進）	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を実施	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

キ 地域生活支援事業

種類		サービスの概要	見込む単位等
1 理解促進研修・啓発事業		地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を実施	実施の有無
2 自発的活動支援事業		障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援	実施の有無
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業	福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に実施 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を強化する取組等を実施	実施箇所数 基幹相談センターの設置の有無
	②市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置	実施の有無
	③住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援	実施の有無
4 成年後見制度利用支援事業		身寄りのない障害者のための市長申立や制度利用に係る助成を実施	実利用者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制等の整備を実施	実施の有無
6 意思疎通支援事業		①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、円滑な意思疎通の支援を実施 ②手話通訳者設置事業 障害福祉課、区保健福祉課、身体障害者更生相談所に手話相談員として手話通訳者を設置	①実利用件数 ②実配置者数
7 日常生活用具給付等事業		重度障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付等	給付等の件数
8 手話奉仕員養成研修事業		手話で日常生活を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成	実養成講習修了者数

9 移動支援事業	障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援	実利用者数 延べ利用時間数
10 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を支援	実施箇所数 実利用者数
11 発達障害者支援センター運営事業	発達障害者に対する総合的な支援を実施	実施箇所数 実利用者数
12 障害児等療育支援事業	在宅の障害児(者)の生活を支えるため、訪問による療育指導等を提供	実施箇所数
13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成 ②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成	実養成講習修了者数
14 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者又は要約筆記者の市域外への広域的な派遣を実施 ②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣	実利用件数

15 広域的な支援事業	① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な医療圏単位での関係機関との調整の場の設置、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の調整等を実施 (ア) 地域生活支援広域調整会議等事業 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ（多職種による訪問支援）等の施策を推進 (イ) 地域移行・地域生活支援事業 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進 (ウ) 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 災害、犯罪、事故等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）をはじめとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアを行う体制を整備 ② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成	①(ア) 協議会の開催数 (イ) ピアサポート従事者数（注9） (ウ) 運営委員会の開催数（注10） ②協議会の開催数
16 その他の実施事業 ※それぞれの種類ごとに	福祉ホーム、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、生活訓練等事業（中途失明者の歩行訓練、知的障害者の生活自立訓練）、日中一時支援事業など	実施箇所数 利用者数 登録者数 など

注9：ピアサポートとは、障害者等やその家族又は地域住民などを対象に、障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援

注10：災害救助法の適用等を踏まえた体制整備を行い、県と一体で運営委員会を開催する。

(参考 2) 本市の障害福祉サービス等事業所数

(平成 30 (2018) 年 2 月 1 日現在)

(単位 : か所)

区 分			施設内容	事業所数
根拠法令…障害者総合支援法	訪問系サービス	居宅介護	障害者（障害支援区分 1 以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施	288
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分 4 以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施	278
		同行援護	視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等に外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施	65
		行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分 3 以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施	8
		重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者（障害支援区分 6）等に、居宅介護その他のサービスを包括的に提供	0
	日中活動系サービス	生活介護	障害者（障害支援区分 3 以上 : 50 歳以上の場合は 2 以上）に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供	47
		自立訓練（機能訓練）	身体障害者等への身体機能の回復等に必要なりハビリテーション等を実施（期間は 18 か月を標準とする）	1
		自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害者が自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施（期間は 24 か月（長期間入院・入所していた場合は 36 か月）を標準とする）	7
		就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる 65 歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施（期間は 24 か月を標準とする）	24
		就労継続支援（A 型:雇用契約あり）	一般企業等への就労が困難な障害者（雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満（利用開始時）の障害者）に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	38
		就労継続支援（B 型:雇用契約なし）	一般企業等への就労が困難な障害者に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	98
		療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障害者（障害支援区分 5 以上又は 6）への医療的ケアや介護等を実施	1
		短期入所	介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護等を実施	44
	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	障害者（65 歳以上の身体障害者は、65 歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。）が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施	28 (住居数 55)
		障害者支援施設	施設に入所する障害者に対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を実施（施設入所支援）するとともに、日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を提供	18
根拠法令…児童福祉法	障害児支援	児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施	42
		医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施	2
		放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施	167
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を実施	4
		福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施	4
		医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施	1